

令和元年10月8日付け県公報第45号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年2月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所
- 2 作業の種類
公共測量（デジタル空中写真撮影（地上画素寸法12センチメートル）、数値地形図作成（地図情報レベル2500））
- 3 作業期間
変更前 令和元年9月11日から令和2年2月28日まで
変更後 令和元年10月2日から令和2年6月30日まで
- 4 作業地域
静岡市の一部